

議案第 39 号

羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 1 条関係）				別表（第 1 条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会 ～土地区画 整理評価員	(略)	(略)	(略)	教育委員会 ～土地区画 整理評価員	(略)	(略)	(略)
選挙長（無 投票のとき は半額とす る）	1 回	<u>10,800</u> 円		選挙長（無 投票のとき は半額とす る）	1 回	<u>10,600</u> 円	
開票管理者	1 回	<u>10,800</u> 円		開票管理者	1 回	<u>10,600</u> 円	
投票所の投 票管理者	日額	<u>12,800</u> 円		投票所の投 票管理者	日額	<u>12,600</u> 円	
期日前投票 所の投票管 理者	日額	<u>11,300</u> 円		期日前投票 所の投票管 理者	日額	<u>11,100</u> 円	
選挙立会人 （無投票の ときは半額 とする）	1 回	<u>8,900</u> 円		選挙立会人 （無投票の ときは半額 とする）	1 回	<u>8,800</u> 円	
投票所の投	日額	<u>10,900</u>		投票所の投	日額	<u>10,700</u>	

票立会人			円	票立会人			円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600		期日前投票所の投票立会人	日額	9,500	
			円				円
開票立会人	1回	8,900		開票立会人	1回	8,800	
			円				円
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の羽生市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年5月15日から適用する。

令和元年6月21日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明